## 会 議 録

会議の名称	第 17 回西東京市男女平等参画推進委員会会議録
開催日時	平成 15 年 7 月 28 日 午後 7 時 03 分から 9 時 10 分まで
開催場所	西東京市民会館
出 席 者	(委 員)堀口委員、加藤委員、神島委員、赤石委員、石井委員、今城委員、
	岩西委員、栗原委員、角田委員、中村委員、西山委員、渕脇委員
	(欠席者)高橋委員、田口委員、名古屋委員
	(事務局)佐藤主幹、岩田係長、インテージ2名、速記者1名
議題	(1)計画構成について
	(2)総論の内容について
	(3)その他
会 議 資 料	・17-1 西東京市男女平等参画推進計画(素案 総論編)
	・第 16 回西東京市男女平等参画推進委員会会議録
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発 言 内 容
委員長	いつものように次第どおりに進めますが、まず事務局からの報告です。お願
	いいたします。
事務局	それでは、はじめに、本日速記者が入っておりますので、ご紹介します。今
	後は速記者を入れるようになりますので、よろしくお願いいたします。それ
	から皆様方の前にマイクがありますが、特に発言をなさるときに近づけなく
	ても、集音マイクですので普通に話していれば入るということです。
	次に今後のスケジュールについて。前回資料 15-1 で皆様方にお配りしたス
	ケジュール表があるかと思いますが、2種類お出しいたしまして、また案2
	で進めていこうということになったわけですけれども、確認ということで皆
	様方にお話を申し上げたいと思います。
	この表によりますと8月は委員会を開催しないというようなことになって
	おります。実は皆様方前々回からお話がありました庁内の委員会の関係です
	が、委員会の方とも話し合いを持ちまして、8月に2回ほどの庁内の委員会
	を開催していこうと思っております。実は庁内委員会の方から、自分たちの
	男女平等に関する意見といいますか、推進委員会の皆さん方とお話しするに
	はちょっと問題があろうかなと、意見が統一されていないでいろんな意見が
	出たら混乱する場合がありますので、勉強させてほしいということです。そ
	れで9月の下旬ごろに推進委員会さんとの話し合いを持ちたいということ
	です。
	【それから推進委員会の方ですが、9月に入りまして第 18 回の委員会を開催 】するわけですが、皆様方にも既にお手元にお配りしています総論編、これに
	するわけてすが、自塚力にも既にの子儿にの貼りしていより総論編、これに     つきまして柱立てをしておりますので検討をしていただきます。
	うさより C性立てをしてありよりの C検討をしていたださより。   それから 10 月はこの表では 1 回ですけれども、 2 回ほど設けさせていただ
	てれから 10 月はこの衣では「固てすけれるも、2回はと設けさせていただ    きたいと思っております。
	そういったことを進めまして、出てきたいろいろな問題につきまして、市の
	方でも、各課からの意見等もまとめたものを、さらに修正案としてまた皆様
	方の方にお出ししていくということを考えています。それから 12 月になり
	まして、市民の意見を聞く会ということを2回開催していこうということに
	なっています。最終的には2月に答申を出していくということになっており
	はうている。最終的には2月に音中を回じていくということになってのります。
	なぅ。   市民の意見を聞く会を 12 月に予定しているのですが、会場等の都合で、会
	場だけは早めに確保しておかなくてはなりません。12 月の都合のいい日を

あらかじめ決めておきたいと思っておりますので、それは次回ぐらいに皆様 方で確認をしていただければと思っています。 委員長 事務局からの報告は以上のようですが、では2番目に会議録の確認をお願い いたします。 11 ページの上の方なんですが、アイヌのこととか婚外子のこととかという 委員 のはいいのですが、被差別部落か部落差別というふうに言ったと思うんで す。人権の問題でやはり大きいので、何かあえて公開の前に抜かす必要がな ければ入れていただきたいと思います。 この問題については、私、皆さんにご迷惑をおかけしたんですけれども、7 委員長 月8日に女性差別撤廃条約の委員会がありまして、それについて当事者の方 がニューヨークで委員にこの問題をアピールして、内閣府男女共同参画局の 方も、こういった日本のマイノリティーの問題についてはこれからきちんと 取り組んでいきたいということをお話しされていました。ですから今のお話 しは全くそのとおりですので、ご発言どおりでお願いいたします。 委員 会議録には名前を載せないということでこれまで来ていたと思うので、今回 だけこういうふうに変わっているというのはどういうことなんですか。 単なる事務局のミスだと思います。それは申しわけないです。名前は後で消 事務局 してしまいます。 よろしいでしょうか。それでは、今度は次第の3番目で、本日皆様に事前に 委員長 事務局の方からお送りいただいています資料 17-1、一番最初に計画構成に ついて検討します。 事務局 これは素案ということでお出しするわけですけれども、これまで皆さん方か ら議論をいただいたものを踏まえまして、文章化したものということでござ います。それで今回は今この構成としていいのかどうかということの是非を 議論していただきたい。それからこれは計画の体系案を含めてですけれど も、これは課題シート等をベースに作成したものです。あくまでも一つの案 ということで、変更もあり得るということで検討していただければと思って います。 委員長 これは一つの案として皆さんと話し合いのたたき台として見てくださいと いうことなんですけれども、まず構成(案)いうことで、ただ構成(案)と いっても、その構成どおりに一応素案がなっておりますので、中身の方も見 ていただきながら、計画構成について皆さんからのご意見をいただきたいと 思います。 委員 これは西東京市の男女平等の策定の意義ということで、次が計画の背景とい うことなんですが、どういうふうに扱うかということなんです。結局西東京 市になる前に田無と保谷でそれぞれ取り組んできたわけです。それに全然触 れないままこれをつくるのか、それともやはりそれぞれ取り組みについても やはりきちっと書いて、その上で新市になってこれをつくるというふうなこ とで、計画の背景の中にそれは入れた方が、私はいいと思います。 委員 ちょっと構成だけでなくて総論の方にもかかわってしまうと思うんですが、 計画の背景という中に世界の動き、国の動き、東京都の動きというのがある んですが、やはり西東京市の背景というか、今まで保谷市と田無市であった こととか、それから市の特色みたいなことを少し入れる、それを総括するの は大変だとは思うのですけれども、調査もせっかくしたわけですので、西東 京市の男女平等の状況の特色みたいなことを入れた、 の後の になるのか と思いますけれども、そういう文章が必要なのかなと思いました。

今のお二人の意見に賛成という形なんですけれども、やはり西東京市の計画

ということですから、田無や保谷であったときの流れ的なものというのはか

委員

なり重要なものだと思うんです。ですから、世界の動きとか国の動き、その 辺も当然知っておいてもらいたい流れではあるかと思うんです。

この文章を見ていると、だんだん、最初のところで見ていくのがくじけるような人が多いんじゃないのかなみたいなイメージがあるんです。専門家とかが見ればもっともだなというふうに思うんですけれども。ですから、もうちょっとさっぱりまとめちゃって、どっちかというと西東京市というような部分にもうちょっと焦点を当てて、その辺を詳しく載せたらどうなのかなというイメージはあったんですけれども。

委員

このまま西東京市の計画策定の意義というところの、西東京市の部分だけ見ますと、地方分権の一括法が施行されて、その流れで計画を立てるよというふうにしかちょっと見えないので、やはり西東京市になる前の保谷と田無のそれぞれ歴史も持っているわけですから、それぞれのやってきた計画の理念を承継するとか、それでさらに国でこういう動きがあったので、改めて計画を策定するというふうな流れの方が必要なのではないかなと思いました。合併でない自治体ですと、何年にこういった基本計画があって、このような行動計画があってというふうに並べられるのでしょうけれども、保谷と田無だと多分計画そのものの名前とか名称とかも違うので、複雑になるということもあるのかと思いますけれども、ただちょっとこのままだとやはり何か分権一括法が施行されたのでこれやるよというふうな感じなので、そこをもうちょっと、何か入れていただきたいと思います。

事務局

西東京市として、総合計画とか、福祉の個別計画とか、いろいろ計画はありますが、そういった背景といいますか、昔からのそういったものは一切切り捨てようと、統一的にそうしているという話です。入れないということになっている。

委員

西東京市自体は、もうそういう方向で。

事務局

意思統一もしているということなので。難しいかなと思いますけれど。もう 一回確認してみます。

委員長

ここに来てわかった新たな意思統一ということで、それはもう一回確かめていただきたいと思います。

事務局

確認してみます。

委員長

では今、4人の委員の方から出た計画の意義と背景の意見は、ちょっとそれを待ってペンディングということになるかもしれません。

次の総論の内容についてに進みますけれども、かえって総論の内容についてとか、中身に触れながらやっていった方が、かえって皆さんからご意見が出やすいようでしたら、そちらの方に進んでいきます。内容の方に入っていってもよろしいでしょうか。

ただ、最初のところが非常に1ページ丸々どっと使っていて、読む気がうせるというご意見が出たんですが、これについては皆さんいかがでしょうか。まず3ページに関してなんですけれども。

委員

冊子になったときには、やはりこういう形で難しい文章から入っていくわけでしょうが、例えば市報に載せるときなどはこういうのは全部省かれて、計画の基本理念あたりから入っていくんでしょうか。

事務局

そうですね。市報となるとかなり字数等の制約がございますので、一般的な ものは製本を見ていただくような形で、基本理念とかそういった部分から入 っていくんじゃないかなと思いますけれども。

委員

だとすると、こういう難しいけれど必要な事項というのも入れ込まないと、 やはり冊子としては成り立たないとなれば、こういう形でもいいのではない かと思いました。確かに1ページ目を読んでいたら寝てしまって、はっと気

3

づいてまた読み直して、世界の動きあたりになったらスムーズに眠気もうせて読みよくなって、この 1 ページ目を読破するのにかなり体力が要ったことは事実です。

委員

この意義のところを読むと、憲法があり女性差別撤廃条約があり、基本法があり、だから西東京市はもう男女平等政策をしなければいけないことになっているんですよというイメージです。そうでなくて、あなたの身近で感じたことはないですかとか、ちょっとキャッチがあって始まった方が、それは単なるテクニックなんですけれども、気づきを最初に置いて始める。

それは確かに、そういう根拠法を示しておかないことにはいけないというのはもちろんわかります。そういう意味では落ちなく書いてある、大事なところをきちんと書いていると私は思いますが、文章としてはちょっと魅力的にする工夫が必要かなと。最後のこの3ページの下の「西東京市も」あたりのところの膨らませ方も必要なんじゃないかなと思いました。

委員

多分、1番の意義のところに下線の部分をどうしてもどこかに書き込んでおきたいというのがあって、それでこの差別撤廃条約を日本も賛同、参加しているよというので、その後撤廃条約の中で伝統的な役割見直しをすることが不可欠だよという下線の部分と、その後の二つ目のところも、基本法で言っている下線の部分が言いたくてという部分があるので、非常に説明的で言いたいというところが、ここのところにものすごく盛り込まれていると思うんです。ただ単に、差別撤廃条約という言葉で国際的な動きに賛同、参加していますということですと、次の世界の動きもかなりかた苦しい言葉が並んでいるんだけれども、それほどすごく難しいとか、読むのが大変というふうにならないでスムーズに流れるのに、意義のところにそこを何としても盛り込みたいというのが出ていると思うんです。

ですから、ここのところは、次の計画の理念のところが、そんなに分量的にもたくさんないと思うので、ここの部分にとにかく、こういったことが解決していくのが不可欠なんだというようなことをきちんと盛り込む。ここのところにそういった下線部分でどうしても言いたい部分を移して、それで日本ではこうだよと、世界的な流れもこうで西東京市というふうにすれば、もう少し読みやすいですし、そんなに何が何でも全部決まっていて、で、西東京市というふうにはちょっとならないのじゃないかと思う。

すごく苦労なさったと、多分この下線部分をどうしても入れたいというのがあるので、それを入れるために上の日本国憲法と条約というところが膨らんでいて、西東京市の部分がそんなにないというイメージがあるので、それはそうした方が私はちょっといいんじゃないかなと思いましたが。

委員

初めの文章が難解だというご意見がたくさん出ていて、ごもっともに思うんですけれども、表現を変えたりボリュームを変えることによって、かなり違ってくるんじゃないかなと思います。ボリュームというのは、例えば西東京市のことを重点的に書くとか、そういった意味です。

委員

文体ですが、「与えられるようになりました」とか、「参加しています」という、割に主体性のないような文章でまとまっているので、やはりもう主体性のある文章で書いた方がさらっとして読みやすいし、文章的にもぐっと縮まっちゃうというふうに思うので、余り気を使って丁寧な言葉で書くことはないような気がするんですが。

委員

「与えられるようになりました」というふうなご発言があったのでちょっとお話ししたいんですけれども、これは与えられるというものではなくて、権利じゃないかと思うんですけれども、そういった表現が悪いのはかなりあって、主語と述語が、わざと省略しているのか、あえてわかりにくい文章にし

× <del>,</del>

ているのは多々目立ちます。一つ一つ検討していってもいいかなとも思いま すけれども。

委員長

非常に主語と述語の関係というのは文章の中でも、特にこの権利の問題に関 しては非常に重要な指摘だったと思われますけれども、いかがでしょうか。 本日はこの資料に関して皆さんと話し合いをしますので、時間的な余裕がど ういうふうになるか、ちょっと私自身も見えていないので何とも言えないん ですけれども、時間があれば一文ずつ皆さんで検討するというのも一つの案 ですし、あと時間がほかの部分の検討も必要ということであれば、事務局の 方にファクスなりなんなりで、各委員からもいろいろそういったご意見を出 していただくというのももう一つの方法だと思いますけれども。いかがでし ょうか。

それでは、時間の関係もありますので、気づいた点に関して、事務局の方に 各委員からこの文章の問題に関しては出していただくということでよろし いでしょうか。

そうしますと、今度4ページ以降の方に入っていきたいと思います。

まず「ジェンダー」という言葉なんですが、「ジェンダーの問題」という表 現、「ジェンダー平等の実現」という表現があるんですけれども、これがど ういうふうな定義なのか、読んだ人がわかるかどうかということと、わざわ ざ片仮名で言っちゃいますと、下から5行目あたりに「エンパワーメントし ています」というふうになっていますけれども、どうして「力をつけていま す」じゃいけないのかななんて思ったんですが。あと最後に、上から4行目 で「国連婦人の10年」というのは「国際婦人の10年」ですね。

委員 委員 委員 「国際婦人年」で「国連婦人の 10 年」です。

ありがとうございました。

こういう用語の問題は、こういう計画のときに、その出てきたところの下に 米印で説明を加えるというやり方をしているものと、最後に男女共同参画あ るいは男女平等に関する用語の説明と書いて、後ろにきちんと「ジェンダー」 であるとか、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」であるとかという言葉 を上げて、用語の説明をきちんとするというか、どちらかの方法をとってい ると思うのです。ただきちんとした説明となると相当長いんです。いずれに しても、かなり長い説明ということになるので、この世界の動きの後に米印 である程度四角く囲んで説明を入れるのがいいのか、後ろの方に用語の説明 ということで入れるのがいいのかは検討した方がいいかと思います。何もな ければ、きっと、市民の方はやはり(性と生殖に関する健康と権利)と書い てあっても、一体どのような権利なのかがわからないということはあると思 いますし、これをどのような権利なのかを知っていただくということも、と ても重要なことだと思いますので、後ろによく用語の説明をずっと加えてい るというのは一般的な形で多いと思います。

用語は置きかえればいいというものじゃなくて、これはキーワードですか ら、このキーワード自体を知っていただくということも必要ですし、そうい う意味ではきちんと注釈をつけて、これはどういうことだということを注釈 を入れた上で、キーワードはキーワードで本文の中に残しておくということ が必要だと思います。

委員

やはり知っていただく意味でも、どのような権利なのかということを、例え ば知っていただく、ジェンダーってどういうことなのかを知っていただく意 味でも丁寧な解説をすることは必須だと思うんですけれども、その場所をど うするかだと思いますし、わからないから使わないじゃなくて、やはりきち んとした説明をどうやって効果的につけ加えるかということだと思います。

5

委員

委員

できれば世界の動きという文の中に出てきたキーワードに関する説明は、そこに載せてほしいと思う方です。後でまとめてというと、大体流しながら読んでいて、後でその用語が出たときに、あ、この言葉はいつ出てきたかなと、戻ったりやったりするのに非常に手間がかかるので、同じ視点、視界の中に説明があった方が、個人的にはうれしい方です。

委員

計画の背景のところの最後につけていく、世界の動きのところに入れて、国の動きのところに入れると、注釈なく読む人にとってはすごく読みにくいというものがあるので、計画の背景のところで出たんだったら、東京都の動きの後につけるとか、策定の意義のところで出たところはそこの最後につけるとか、ちょっとまとめて羅列した方が読みやすい人もいるんじゃないかなという気はするんですが。

委員

注釈のレイアウトの仕方は結構工夫があると思うので、例えば罫を引いてその下にちょっと字を、フォントを落として入れれば、割に邪魔にならないと思います。やはりこういうふうに見てきまして、市民の方も大変かなと思うので、そのページの下のあたりに注で入っていた方が望ましいのではないかと思います。

委員

私もそうだと思います。脚注でつけていただいた方がいいということです。例えばNGOフォーラム、これ一般の方が見ても、こういうことに興味がある方は何のことだかわかりますけれども、こういう問題に対して余りふだん日常生活に触れていない人が読んだら、多分難しくてほとんどわからないんじゃないかなと思うんです。漢字もすごく多いし、ちょっと難しいかなということと、あと例えば世界の動きで普通に読んでいると、1946年に「婦人の地位委員会」を設けて動き始めました。次に1975年、この間30年あるわけです。読んだとき、この30年って一体何が起こっているんだろうと、素直に思うわけです。だから、もうちょっとこの辺は説明を加えたりしていった方がいいのかなと思いました。

委員長 委員 それを説明するのも、なかなか難しいかなという気もするんですけれど。ここはかなり反対運動があったわけです、世界的に。女性のこういう問題はということがあったんだけれども、やはりあるムーブメントが起こって、CRムーブメントが起こって、75年に一気に動き出したわけです。だから、またそこって結構重要なことだと思いますので、きちっと調べて、やはり一般の人にわかってもらうということは必要だと思います。

委員長

いわゆる女性運動の大きな世界的なうねりがその背景にあったということの、ご指摘も含まれていると思います。ありがとうございました。国連とかという、そういう機関じゃなくて、女性の本当に草の根の動きやそういったものにも、世界の動きとして目を向ける必要があるというご指摘は、まことにそのとおりだと思います。

委員

基本的に説明とかは、やはり下に脚注みたいな形でつけていくのが、個人的には好きなパターンなんです。あと、この世界の動きとか国の動きとかというのは、情報的に余りふやしてしまうと前置きが長くなり過ぎてしまうということがあるかと思うんです。もし載せるのであれば、これページ数の関係も出てくるかとは思うんですが、一番最後の方に年表形式とかそういうような形でも、こっちに何年、何年と入れて、世界の国の動き、都の動きじゃないですけれども、そんな形で入れ込んでいくとか、言葉なんかでもできるだけ詳しく知ってほしいなんていうのであれば、脚注だけではなくて後ろの方に詳細なものを掲載するとかというような、ちょっと二段構えというんですか、そんなような形での対応をとることもできなくはないと思います。

委員長

一つの提案としてはとてもいいご提案なんじゃないでしょうか。年表という

ところに西東京市の動きというのも入れられれば、先ほどの皆さんのご指摘 ともよりマッチするのかなと思います。事務局の方は、そういう年表とかを 入れることは可能ですか。 それは可能だと思います。見やすいんじゃないですか。考えてみますけれど 事務局 委員長 事務局の方から、力強い、わかりやすいのではないかというお言葉をいただ けましたので、こちらは多分前向きに実現するんじゃないかというふうに思 われます。ありがとうございます。 脚注という形でとりあえずは理解しながら進んで、最後にそういう用語集み 委員 たいなのがあると、男女平等参画推進パンフレットみたいな感じで、そうい うのが盛り込んであるとすごくいいものになるなと思います。 男女平等参画推進をますます促進するためのパンフレットにもなるという 委員長 とても力強いよいご意見だったと思います。 では4ページに関して、世界の動きについては今皆さんからご意見を出して いただいていますが、次の国の動きに関してはよろしいでしょうか。 委員 女性差別撤廃条約は、昭和 60(1985)年に批准するわけですよね。その前 に民法、戸籍は戸籍法の改正とありますが、ここは署名はもう抜かして、民 法、国籍法、戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、育児休業法って、 国内法の整備をしたわけですから、そういうことを男女共修へと進め、昭和 60(1985)年に女性差別撤廃条約を批准しましたで、すんなりしたらどうか なと思います。それと民法なんですが、これはいろんな中身がありますので、 このときには妻の相続分を上げたんですよね、3分の1から2分の1に。書 いた方がいいのか書かない方がいいのかわからないんですが、書くとしたら やはりそこが、相続分についての改正とか、何か書かないと、今夫婦別姓と かが大きいですし、ちょっと何のことかわからないと思います。 委員長 一般的には、批准に向けては、今おっしゃったように国内法の整備等という ことで、国籍法の改正と均等法の制定と家庭科の男女共修化ということだと いうふうに言われていると思いますので。 A 委員のおっしゃる方が誤解が少ないかなということはあると思います。 委員長 委員 **もう一つDV法のところなんですが、最後の2行、DV防止法が成立し、身** 近な人からの暴力や人権侵害が「個人的な問題」から「社会的な問題」.....、 「個人的な問題」家庭内の私的な問題、つまり取り扱わなくていい問題とし てあったのが、何か「個人的」というより、ちょっとこれは、いろいろ意見 をいただきたいんですが、家庭内の私的な問題から社会的な問題というふう にした方が、普通とらえられている制度改革の意味としてはそうなんじゃな いかなというふうに思うんですけれども。 委員長 多分前の方のストーカー法の方もかけて、これ女性に対する暴力という意味 で、こういうふうに書かれたのかなとかというふうにも解釈ができるんです けれども。ちょっとここ誤解されやすい部分もあるので。 委員 そうなんです。やはリDVに対する誤解というのは、今でもかなりあるわけ ですよね。それは夫婦の問題だから別にかかわらなくていいんじゃないのと いう話は、多分読まれる方の中にもまだいらっしゃるとしたら、ちょっとそ こは積極的な書き方をした方がいいのかなというふうに。 委員長 「法は家庭に入らず」なんていうふうに長いこと言われていたことも含め て、それと女性に対する暴力とかという大きな枠組みと、今のご指摘等が反

> 映された文章になる方がよりわかりやすいですし、この法律だけでよくない という問題もあると思いますので、そういったものも含めて書かれた方がい

いのかもしれません。

ちょっとこの表現は推敲の余地があるかもしれないですね。全般的に何か腑に落ちないというか、文章を書くときには、必ず書く側のもくろみみたいのがあるわけです。何かそれが、割といい材料がぽんぽんぽんぽんってあるわけです。だけど、この情報の置いてあるねらいというのが、もうちょっとつけ加えていただくとわかりやすいのかなと。最初の部分のところに「昭和50年に設置され」と、これをあえてここに材料を持ってきたというのは、この上の75年というのと何かリンクしてくるのがあるのかなとか、こういうような文章のこういう流れというのは、読んでいて、ぷちっぷちっと切れた感じがありますので。

委員長 委員 いえ、それは本当にご指摘のとおりです。

何かもったいないんです。せっかくこういういい材料があるんですけれども、それがうまく材料が生かされていないというか。でも、もし文章を膨らますとしたら、すごく膨大な情報量になって長くなってしまうから、だとしたら、もうちょっと推敲して、何をねらいとしてやるのかという材料をもうちょっとピックアップして、それを膨らませるというような感じがあるといいのかなと思います。

委員

私もここの国の動きのところでちょっと気になったのは、「平成8(1996) 年につくられた「男女共同参画 2000 年プラン」では、それまでの計画が女 性と子どもを対象としていたことに加え、男女を施策の対象とし、また意識 改革」が、とあるんですが、これはやはり国の計画が、80 年代からの流れ と、これの90年代になってからの流れと大きく違うのは、「女性と子ども を対象としたことに加え」じゃなくて、それまでは「主に女性を対象にして いた」のから、ドラスティックに、いわゆる北京会議以降、ジェンダーで男 女を視点に置くというところから、施策の対象を男女に置いたところが全く 違っているということだと思うので、ここですとちょっとそういうところが 見えづらいので、この年度を書いているのは、ここがエポックになっている から多分材料として書いていると思うので、国の政策としても主にずっと女 性を対象に施策を組み立ててきていたのと、それから意識改革を中心にやっ てきていたのが、この 96 年以降、明らかにもう男女を対象にするというこ とが大きく変わってきているというような、そこがもうちょっと浮き出るよ うに書くと、その中でここを取り上げた意味というのはあると思うので、そ このところが伝わればいいなと。全体的には、流れはすごくちゃんと押さえ た流れがきちんと書かれているなと思います。

委員長

とにかく 75 年に第 1 回世界女性会議があって、それを受けて、ほとんど知られていないナショナルマシーナリーである婦人問題企画推進本部という、現在の男女共同参画推進本部というのも、ほとんどの人が知らないなぞの組織があるということなんですけれど、それがこういう書き方だとできちゃっているというイメージで、 世界の動きと 国の動きが連動しているというのがちょっと見えにくいというご意見だと思いますので、そこをもう少しわかるように、初めて読む方でもきちっとわかるように書いた方がいいというご意見はそのとおりですので、それは取り入れて、書きかえた方がいいと思われます。

委員

形式面みたいな話なんですけれども、これは日本と世界というところで分けているんだと思うんですが、今話に出た 1985 年とかじゃないですけれども、日本的な部分は平成何年(1980 何年)とかになっていて、世界的な動きをとらえているところは 1900 何年とかで終わっています。これは、できることであれば西暦を入れて、残りは括弧書きの方を平成で合わせていくとか、その辺形式を統一してもらった方が、読んでいく上ではスムーズに読みやす

いと思うんです。 委員長 年号の表記を統一するということは本当におっしゃるとおりで、読みやすい でしょうし、わかりやすいということもありますので、これもこれから今の ご意見も取り入れることになると思われます。 後ろに年表をつけるのであれば、ここの最後の方の平成の流れをもうちょっ 委員 と年号別に書かないで、流れをさっと書いていくような形で、細かいフォロ ーは年表にしていくとかした方がすごく読みやすいんじゃないかなと思っ て。毎年 11 年、12 年、13 年というふうに書かれていると、かえってやはり 市民は読み取りにくいかなという気がするので、ちょっと整理してもらった 方がいいかなと思いました。 ちょっとこの位置づけだとここに入るかどうかわからないんですが、基本法 委員 ができた後、各地で条例づくり、計画づくりが進んでいるということを、や はりどこかで入れた方がいいと思うんです。それで内閣府も3月ぐらいの数 字か何か出しておりますし、いろんなNGOがどんな条例をつくっているか とかいう資料を出して、私が今持っているのは北京ジャックの5月の調査報 告書ですけれども。やはり各その他の地方自治体の取り組みが入っていた方 が、頑張ろうという感じのあれになるのかなというふうに思います。 今の「頑張ろう」というお言葉はストレートに取り入れたいんですけれど、 委員長 問題もいろいろあるようで、男女共同参画に逆行するような条例等の問題も ありますので、なかなか難しい部分もありますが、大事な指摘でした。 ほかにはいかがでしょうか。かなり各委員の方々、活発に発言していただい ているんですが、せっかくきょう来てくださって、まだ発言してくださって いない委員の方々はいかがでしょうか。 ちょっと一つ。括弧づけの中のが法律のDV防止法が括弧であったりとか、 委員 あとさっきの注釈つければというところで「リプロダクティブ・ヘルス/ラ イツ」の後が括弧書きだったりしたのは、ちょっと読みにくいなという感じ があったので、その辺を統一していただいた方が読みやすいかなと思いま す。 これ、「国の動き」ということなんですが、普通、記録専門の文字はこうい 委員 うふうに書くんでしょうか。そうじゃないんだったら、好みの問題かもしれ ません、「世界の動き」と「東京都の動き」があったら、例えば「日本での 動き」とか、そっちの方が。いかがですか。「日本での動き」とか「国内の 動き」とかの方がよろしいような感じがしますが。 委員長 とても大事なご指摘だと思います。それに関しては、私としても5ページの 2段落目の最後の方に「我が国社会」という言い方は、私自身ちょっとこれ ひっかかる表現かなと思います。というのは、計画といっても日本の戸籍に 載っている人じゃなくて、日本の社会、この西東京市に住んでいる人たち、 いろんな方々と一緒につくっていくということを考えると、ちょっと「我が 国」という表現が適切かなというのは、ひっかかる言い方、私自身はこうい う言い方はなるべくしないように心がけています。 委員 「日本社会」というのでよろしいんじゃないでしょうか。国家と社会は区別 するというのが学説としても定着していますので。 委員 それって、文言というのは勝手に変えていいんですか。 委員長 条文の中身を勝手に書きかえるというのは、それは非常に大きな問題なんで すけれども、ただそこをそのまま受け入れてもいいのかなというのがちょっ とありまして、やはり在日の方とか外国人の方とか、いろんな方とこの社会 一緒にやっていくというところからだと、ちょっとひっかかるかなというふ うに思っていますので申し上げましたけれども、皆さんの多くの方がこの表 現の方でいいんだというご意見があれば、多数意見に従いたいと思うんですが。それでは時間も押し迫っていますので、一応6ページ目、東京都の動きの方もこれでよろしいでしょうか。

委員

すみません、何度も。東京都の条例が施行されましたという後に、東京都の 条例のちょっと特徴を入れた方がよいのではないかと、こういうふうに持っ てきたとしたら、ポジティブ・アクションが入っているんでしたっけ。何で したっけ、何か特色がありますよね。

委員長

私も、ちょっとごめんなさい、ポジティブ・アクションが入っていたのはど こからでしたっけ。

委員 委員 事業者の責務というのが入っていました。

× ~

そうですか、それが特色だというんですね。そこをちょっと入れた方がいい んじゃないかなと思うんですけれど。

委員長

委員

条例でいろんなものができているということも知らない方もいるかもしれませんので、そういう意味では東京都はこういう特色があるということを少し知らせるということもいいかもしれませんので、ありがとうございます。やはり流れの中で法律があって、条例ができて、各地域でそれぞれの特色ある取り組みをすることによって実現していくし、膨らみや特色が広がっていくんだという流れみたいなのがあると、やはり西東京市の意義みたいのが、国にも法律があって都にも条例があって、じゃあ、西東京市は要らないんじゃないのという、要らないということはないですけれども、やはりそうやってどんどん身近になっていくことによって、より地域の特質に合って、またより先駆的ものを実現していくんだということを入れてほしい。

委員長

ちょっと私もうっかりしていたんですけれども、この西東京市の計画では苦情処理を設けるというお話がたしかあった。日本社会の法の中の国の動きで、法務省が人権擁護委員会をこれからつくるということなんですけれども、あの中はなかなか、男女共同参画の部分も入れているとは言っているんですが、法務省づきの機関で独立した第三者機関ではないので、なかなか使い勝手がいいんだか悪いんだかまだよくわからない。書きにくい部分ではあると思うんですが、今東京都の条例の話も出ましたが、埼玉県の条例と比べますと、東京都の場合やはりその部分も弱いところだと思うので、身近な問題にこういうのができれば、割と素早く対応できるかもしれないというイメージを持っていただくためには、その辺をもうちょっと書き込むといい。それがまさに、この西東京市の計画策定の意義。

委員 委員長

みたいに、具体的なポイントみたいなのを入れ込むと、ちょっといいのかなと。国の動きが大体決まってきているような感じなんですけれども、余り使い勝手が、私の印象ではよくないんじゃないかという感じなので、そういう意味ではそこに西東京市が何か試みをするということは非常に意義があるのかなというふうに思います。

では6ページ目までは一応検討したということで、また何かありましたら事務局の方に、先ほどの3ページ目のことと同じようにお寄せください。 今度は 計画の基本的考え方というところで、1、計画の基本理念につい

て、いかがでしょうか。

委員

2番目の計画の基本的視点の最初の丸と次の丸ですか、何かこの二つにすごくひっかかってしまって、「男女の特性が平均的にみられるとしても、一人ひとりの「個性の差」は」って、何を言っているのかちょっとよくわからないということと、2番目の「「女性の地位や役割の価値を男性並みに引き上げる」のではなく」とか言われると、何かよくわからないというか、ここのところをもうちょっと皆さんのお知恵で変えてほしいなと思いました。

委員長

「平均的にみられる」という部分は、例えば学校の教科で、例えば理数系は 男の子の平均点が高いとかという、そういういわゆる統計的差別のようなも のもここには含んで、こういう言い方をしているんじゃないかというふうに 読んで解釈した。下の「女性の地位や役割の価値を男性並みに引き上げる」 というのは、先ほどから世界の動きに出ております女性差別撤廃条約の考え 方がそうなんです。男性の権利を基準に女性の権利をそこに引き上げるとい う、まさに 1970 年代の人権意識で、あの条約の理念というのは現在の人権 意識や感覚からするとちょっと古い考え方なんですが、事務局の方ございま すか。

事務局 委員長 皆さんから、文書でいただければ。

よろしいですか。ありがとうございます。

委員

基本理念のところで、見出しにあるように「一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会」というような文面で全部できているんですが、やはりそのほかに、きちっと一人ひとりの人権が尊重されることとか自立して生きていけるとか、それから、男女がともに責任を担う社会になるとか、そこの辺の視点も入れて基本理念をつくった方がいいのではないかと思いました。

委員

私もこの基本理念のところは、次の計画の体系の取り組みの視点が出てくるかと思うんですけれざも、個性を尊重する意識づくりと、平等参画を実現するための支援と人権の尊重というのが出てきていて、ここをきちんと基本理念で押さえておく必要はあると思います。もちろん基本理念の一番大きなところに、「一人ひとりが自分らしく」云々と挙げてあるところがそうだと思うのですが、そこの中身として掲げられているところだけではなくて、やはりここのいわゆる人権の尊重というような、人権の確立と擁護の問題だとか、それからいわゆる意思決定過程への共同参画であるとか、それから、男性と女性が家族的な責任を持っていて、家庭も職業も地域社会も両立していくんだというような、それらがすべてこの計画の基本理念にあるというところは、長く書く必要はないと思いますが、この計画の重要な視点、いわゆる基本的な理念と基本的な視点は、ここで押さえておかないといけないのではないかというふうに思います。

今書かれてあるところは、やはり意識づくりの部分と性別役割分業の払拭、解消ということはもちろん、これが一番重要なところだと思うんですけれども、そこだけではなくて、もう少しそこを書き込む必要があると私は思いますけれども、基本理念として基本理念の1、基本理念の2、基本理念の3でもいいと思いますし、要するにここが一番計画の基本的な考え方を書く部分だと思います。それでさらに、その後、計画の基本的な視点として、こんな視点に立つよというのが出てきているんだと思いますので。

委員長

いろいろと具体的な項目の指摘がありました。例えば意思決定過程の参画が日本の場合女性がとても少ないというのは、国連の、UNDPのジェンダー指数を出すとか、意外と知られていない女性国会議員の数の少なさですとか、あと最近のあのGEMというジェンダー・エンパワーメント指数という、日本は識字率ですとか保健とかという人間開発指数は大体常に10位以内に入っているんですけれども、それに女性の国会議員の数ですとか、それから企業などの管理職の女性の割合とか、そういう指数を加えますと、その順位が去年は38位でした。ことし44位にまた下がっていて、ちょっと日本はだんだん順位を下げているという傾向が非常にありますので、その辺は具体的な数字であらわすという今のジェンダー統計をちょっと入れて説得的にするというのも、一つのやり方かなと思います。ちなみに女性国会議員の順位は121位で、多くの人はまさかそこまで行っていないと思っているのが現状

ですから。大学生の意識調査をしても、一番低くても50位というような答えが出てくるような現状ですので、多くの人は5位から15位以内だと思い込んでいる部分がありますので、その辺の意識の差とこの意思決定過程の、なかなか女性の進出のしにくさとかというものはあると思います。ですから、西東京市の指数が出ているものについては何かちょっと触れてもいいのかもしれません。

委員

この基本的視点のところの書き方について、私も男女平等に対する今逆風が吹いているということもあるんですけど、そういう批判に対して、それはこういうことだよ、こういうふうに言われているけど実は違うんだよと、こういう言いわけみたいな書き方になっているんです。その視点は今すごく、当然これ持ち出しているんなところで議論をされれば言われる話なので、チェックはしなきゃいけないとは思うんですけど、やはり男女の特性は平均的に見られるんじゃないかとか、それから女性の地位の役割を男性並みに引き上げるというのは、必ずしも合理的じゃないんじゃないかとか、そういう反論に対して、女性の個人を特別扱いしているんじゃないのとか、優遇的な扱いは結果的にそれは平等と言えないんじゃないのという、そういう批判が頭にあって、それに対する反論になっているので、やはり本来目指すべき基本的視点というふうに受けとめるには、目指すべき社会のイメージが見えにくいという感じがあるんです。だから、本来何を目指しているのかという、本来やはり物をきっちり出して、フォローアップ的にこういうフォローをしていく、というふうにした方がいいのかなと思いました。

委員

事務局に対して質問なんですけれども、計画の基本理念で「一人ひとりが自分らしくいきいきと」という文がありますが、これは恐らくは基本法からちょっととって、それを変えているように思うんですけれども、あえて男女がとか性別にかかわりなくというのを、基本法ではうたわれているけれども省いた理由が知りたいのと、自分らしくというのと個性を発揮できるというのは同義ではないというふうにみなしていらっしゃるんですか。

事務局

基本的にこの基本理念は今までの皆様の議論をベースに事務局の方で文章化したところですが、この「男女が」というのと「性別にかかわりなく」という言葉を省いた理由というのは、あえてそういう言葉を使わなくてもその趣旨が通じるのではないかということと、この表現が先ほどからのいろんな逆風を意識し過ぎているのではないかというご指摘もあるんですが、逆風の一番のポイントになってくる表現なので、あえて使う必要もないのかなということで、その言葉を使わないで趣旨を残したというような形になっています。それと、自分らしくと個性というのを別にとらえているのかということなんですが、特段全く違うものととらえているわけではないです。

ここの表現は一番キャッチとして外に出ていく表現ですので、少しずつ皆さんからご意見を出していただいて、文章をぜひ変えていただければと思いますし、次第によってはここを、社会でなくて市の名前を入れて、「発揮できる西東京市を目指す」というように自治体名を入れられるところもありますし、「男女が」と入れた方がよいというご意見であれば、そういうご意見を出して、皆さんでもんでいただければと思いますが。

委員

例えば「自分らしく」という言葉を省いて、「一人ひとりがいきいきと個性と能力を発揮できる社会を目指す」というのでもいいと思うんですが、この「らしく」というのを「男らしく女らしく」とか、そういうらしさというものを、ジェンダー的とかいろいろ理由をつけて、「自分らしく」というふうにして、無理に入れたのかなという気が、ちょっと自分の中ではあるんです。自分らしさというか、自分らしくというのは非常に難しい概念なので、個性

というのと自分とかいうのが、そこでダブるような気がしているんですが。 事務局の方がおっしゃった趣旨はわかったんですけれども、そうするとそれ がそのまま下記の「私たちが目指す男女平等参画社会とは」というふうにな って、同じ文章が続いているんですけれども、これは「とは」とすると定義 となってしまうけれども、定義になっていないので、これで行くのであれば、 「社会は」、「と」を除いて「は」、社会でも西東京市でもいいんですけど、 下記のその個性と能力を発揮できることを目指しますとか、主体的な文章の 方がいいと思うんですけれども、何か説明文という感じなんです。

委員長

説明文よりももっと主体的な意気込みをあらわすような文章の方がよいのではないかというご意見ではないかと思われますけれども、いかがでしょうか。

委員

今、基本理念と基本的視点のところをやっていると思うんですが、基本理念においては、あとどのような生き方を選択しても不利にならないと、上から 6 行目に書かれていますけれども、これはかなり違和感があります。基本的視点については、男女の特性が平均的に見られるというのは、確かに委員長がおっしゃるとおりの理解はしたんですけれども、これは変な日本語です。それから、一番最後の方で、「一定期間に限り優遇的な扱いをすることは、結果的に平等社会となるための必要な措置であると考える」というふうになっているんですが、この「優遇」という言葉が気になったんですけれども、女性差別撤廃条約においては、「特別措置」と書かれていて、国の基本法では「積極的改善措置」と言葉が書かれていましたけれども、優遇的な扱いというのは、そもそも優遇的な扱いをやめることが男女平等であって、ちょっと優遇という言葉にはかなり逆差別的なことを感じました。

委員長

ただ、これはたしか改正均等法のガイドラインの中に、こういう表現はちょ っとあったと思います。たしか、総合職の中でどちらか一方の性が相当程度 少ない場合、こういう文言があったような記憶があるんですけれども。でも、 条約4条の特別措置という、「特別」という意味が結局具体的にはこの意味 になるので、条約の方は一定期間に限りということで逆差別には当たらない んだということになっていると思います。ただ基本法の方は逆差別に当たら ないという規定がないということが問題だというふうに指摘をされていま すし、ちょっとこのポジティブ・アクションの問題もアファーマティブ・ア クションの方は条約の4条なんだとかという、この議論もしていくと、すご く長くなってしまう。これも表現の問題としてどうしたらいいかということ なんですが。ただ、こういうことをしていない国というのは、世界の中でも 恐らく日本だけかもしれない。このときに日本以外のほかの、フランスです とか、あと南米のコスタリカとか、あともう一つ、ほかの国々、みんないろ んな方法でこういった特別措置を行っています。ですから、日本だけが非常 に逆差別であるという批判があるんですけれども、多くの国はもう今こうい ったことを実際に採用して、結果の平等を実現する本来の意味での男女平等 社会の実現に向けているいるやっているんです。全くやっていない国という のは日本ぐらいじゃないかなということで、先ほども内閣府男女平等参画局 もいろいろ日本でやりたいんだけれども、各部局、各省庁から逆差別である という、日本ではとんでもないという声が上がっているということなんで す。西東京市としてはやはり世界の動きなどを踏まえていくと、ここの部分 には触れざるを得ないのではないかという気がするんですけれども。

優遇的な扱いをやめるべき「優遇的な扱い」というのは、具体的にどんなことですか。

委員

「優遇的」という言葉自体にひっかかっているだけであって、例えば特別措

置とかそういうふうな改善とか、そういった言葉の方がいいんじゃないのかなというだけです。

委員

今のこのポジティブ・アクションのところで、「これまでの社会のしくみの結果、一方の性が」となっているのは、やはりこれまでの社会のあり方と過去の経緯から、「一方の性が不利益をこうむっている場合」だと思うんです。社会のしくみからだけ不利益じゃなくて、過去の経緯から不利益をこうむっていると。「差が縮まるまで」というのは「格差が縮まるまで」というふうに書いた方がわかりやすいと思いますし、「優遇的な扱い」って、これ読んだだけで反感を覚える人がある可能性があるので、「積極的な取り組みを進める」とかという言い方に変えた方が受け取られやすいんじゃないかと思います。そして、「結果的に平等社会となるための」という結果平等を追求しているんだと思うんですが、こういうのがついていることでかえってわかりにくいので、後ろに例えばポジティブ・アクションとかアファーマティブ・アクションの説明で暫定的にやるということは、決して差別には当たらないんだというようなことをつけ加えてもいいと思います。

委員長 委員 ありがとうございました。 それと先ほどの基本理念なんですが、ここを「いきいきと個性と能力が発揮

できる西東京市を目指す」というふうに言うと、西東京市の男女平等推進計 画なので、そのとおりなんだけれども、基本理念のところに西東京市を目指 すというのを大きくどーんと上げると、何かもう少し国への動きだとか、も うちょっと全体的な平等な社会を目指していくんだというところが狭くな る。だからここの基本理念のところに一つどーんと出てきているんだけど、 やはり平等な社会を目指す。そして、そこに住んでいる人が平等な社会を、 そこに住んでいる人が、それぞれ生き生きとするような西東京市を目指すわ けです。ですから、ここ一つを西東京市に目指すと書いてしまうと、ちょっ と違う気がするんだけれども、何かこれを表にどーんと一つだけ出すという のが果たしていいのかどうかなんです。「いきいきと個性と能力を発揮でき る社会を目指す」「男性も女性も家庭生活や職業生活が両立できる社会を目 指す」。共同参画の中身というと、だれもが自分が自己決定して、きちんと 意思決定の場に加わりたいと思えばそこに加わることができるとか、強いも のが弱いものを押さえつけて人権を侵害するような、そういう社会ではな い、それぞれの一人ひとりが大事にされる社会を目指すという、そういう姿 を目指して、それでなお、そこの中で、西東京のまちの姿というのが一体ど うなのかということではないかと思うんです。ここの一文を「社会を目指す」 を「西東京市を目指す」に変えると、そういう意味合いが出せるでしょうか。 多分、今のご発言から、委員も全体で皆さんその悩みを徐々に共有し合って いる部分もあるんじゃないかと思うんです。西東京市として目指すものと、 それから日本社会全体の男女共同参画社会の平等、男女平等な社会をつくる ということとが両方がうまく回っていくようなことを一番ねらっていると いうことなのではないかなと考えたのですが。確かに理念は割と大きく掲げ

委員長

目指すところを正攻法に出すのがいいのではないかと思うんです。やはりこの計画の目指している姿というのを、前面に押し出していくのがいいんだと思うんです。

た方がいいのではないか。

委員

委員

基本理念が地域地域で変わっちゃうというと、それはもう基本ではないと思うんです。

委員長

おっしゃるとおりですけれども、危険性を顧みると、やはり理念は大きく掲げた方がいいのかなという気もします。

14

計画の基本的視点の三つ目の、「この計画は、生殖機能に起因して」とあるんですが、ちょっと私はひっかかって、生殖機能というのをどうとらえるかなんですが、身体的な生殖機能があってもそれが不妊であったりとかいうこともあります。ここは身体的な差に起因してとかぐらいで、「生殖機能」というのをわざわざ入れなくてもいいのかなと思ったのですが。やはり、ちょっと排除しているようなイメージが出てきやすいかなというふうに。

委員長

それはおっしゃるとおりで、この部分ももう少し大きくとらえた方がいいという、「身体的な」とかというふうに、何かちょっと大きくとらえられるような表現の方が、よりよいかもしれませんね。あと 10 分ちょっとなんですけれども、それでは基本的考え方の 1、2 の部分については、また皆さんからご意見があれば、事務局の方にお願いいたします。 の計画の概要のところまで、とにかく今日進めていきたいと思います。

委員

結局、計画の性格・位置づけのところの1番で行くと、市の施策を進めるための行政の計画だというふうに書いているんですが、私たち市民がこの委員会で諮問を受けてこの計画にかかわっているわけだから、そこの辺を入れないとこの委員会は何のためにやったんだというふうになるんじゃないでしょうか。一言も触れていないので。

委員

計画の目的のところなんですけれども、これ、基本法 14 条に規定されているから、さっきから幾つか出ているんですけれども、まるで国の基本法がやれと言っているからやっているみたいな感じで、計画の目的というのはあくまでも人権尊重とか男女平等によってこういうふうな目的でやっているということであって、これはむしろ位置づけなんじゃないでしょうか。

委員

計画の性格と位置づけのところで、2番などは、これは推進計画なので、や はりどうしても「推進する」という言葉は入れていただきたい。ですから、 この計画はいろいろな計画と関連する他計画と整合性を図りながら推進す るものですと、計画を立てますというと、整合性を図りますというと、「図 ります」というだけで終わるので、やはり図りながら推進するものですとい う一文を入れていただきたい。3番は、「この計画には、担当課を記載して いますが、全庁的に取り組んでいくことを前提としています」とありますが、 これなどは「この計画は関連部課との連携のもとに、全庁をあげて推進して いくものです」という、やはりそういう書き方をどうしてもお願いしたい。 それから、そのあとの計画の期間で、5年間ですぐに達成できるものじゃな いと書いてありますので、この計画の性格・位置づけのところに、ぜひ「お おむね実施期間を示しているけれども、本計画の実効性の確保に努める」と いうことは一文として入れていただきたい。やはり実効性のない計画だけ立 てるというのはちょっと困りますので、行政の文言がきちんと入っていれ ば、実効性は後でどうなっているのだということが市民もチェックできます し、言いやすいと思います。やはりここがすごく、かなり重要なところだと 思うんです。つくった計画を推進していくということと、実効性を図るとい うことが。

委員

先ほどこの委員会の存在云々というのがありましたけれども、計画の策定と実効性の確保に、両方にやはり市民の関与というか、それが主体的に書かれるべきじゃないかなと思うんです。アンケート調査などの実態調査をして、市民の声を反映してつくろうとしているし、またつくった後も本当にそれが実現して、よりよい内容として実効性があるかというのは、もちろん行政に責任があるんですけれども、市民の声を吸い上げていくという、そういう計画なんだという、上から法律があって、条例があって、ぽんぽんぽんと、そのためにできたよというのではないんだということを、やはりここに入れて

いただきたい。 委員 計画の期間のところで、「ただし、めざす理念や目標は5年間ですぐに達成 できるものにとどめるのではなく」、何かこれ、言いわけなんですよね。5 年間ではすぐにできないから、5年間ではもう初めから無理だよと言わんば かりのことであって、こんな文を入れるんだったら、除いた方がよろしいん じゃないでしょうか。 そうじゃないんですよ。5年間よりもっとかかるものもここに書き込みます 委員 よということを言っているんです。長期的な目標も掲げますよということを 言っているんです。 委員長 表現の問題で、長期的な目標も含むものですとか、何かちょっと表現をもう 少しわかりやすくした方がいい。表現をもうちょっとストレートにわかるよ うにした方がいいということでしょうか。 委員 計画の目的ですが、結局これは基本理念を受ける形でこの計画ができるとい うことになりますよね。ですから、基本理念がきちっと充実しているのであ れば、例えばですが、目的のところについて言えば基本理念を受けてそれを 具体化するために、市民委員が参画した委員会の提言を受けてこの計画を設 けましたような形で、おさめてしまっていいんじゃないのかなという気がし たんです。 委員 その基本的理念を実現するための、具体的な実施計画なんだと。そういった ことを入れなきゃいけないね、目的は。 委員 そうですね。 委員 確かにこの目的は、ちょっと変ですよね。 委員長 お二人の委員からとてもいいご意見を出していただきまして、ありがとうご ざいます。具体的な実施だということは、あくまでも基本理念として置いて おくだけじゃないという視点は、非常に大事な部分を盛り込む必要はあると 思います。 もうそろそろ予定の時間になりそうなんですけれども、ほかの委員の方、よ ろしいでしょうか。そうしますと、本日の委員会では8ページまでは一応の 検討をさせていただいたということで、あと9ページからは皆さんで今まで 素案の策定の中で出てきたものを事務局の方でまとめていただいたもので すので、これに関してもご意見がある方は、次回が9月以降ということにな りますので、1カ月ほど時間がありますし、その間に庁内委員会、庁内の方 でこれを見ていただくということなんでしょうか。 事務局 はい。 委員長 では、一応検討の方は、本日はここまでということで、また事務局の方にお 戻しいたしますけれども、このカレンダーの扱いについてはよろしいんです か。 委員 この記事についていいですか。 委員長 委員 先ほど事務局でコピーを配っていただきましたけど、今日読んでいた「週刊 金曜日」なので、本当はもっと記事がほかであったと思うんですけれども、 女性差別撤廃条約の日本政府が出したレポートを検討する女性差別撤廃委 員会が7月8日に開かれた記事です。日本政府の取り組みについてはかなり 問題点が指摘されたという記事で、ほかにもいろいろあったと思いますが、 そういった情報を提供します。あと加害者プログラムについて、前回の記事 を提供しています。DVの。 ありがとうございました。日本政府はずっと社会的コンセンサスをとるとい 委員長

うことで時間がかかっているということの説明になっていましたので、こち

らの西東京市の計画は遅滞なく実効性が促進されることを願って、つくって いきたいと思います。ではカレンダーの件、よろしいでしょうか。 はい。カレンダーの方ですが、今日おわかりになる方は今日お出しになって 事務局 いただいて結構だと思いますけれども、戻らないとわからないという方がい らっしゃると思いますので、ファクスでなるべく早めにお寄せいただけたら と思います。9月、10月、11月と、この3カ月です。 それから名前を入れる欄がついていますので、お名前は必ず入れてお送りい ただけたらありがたいと思います。9月の方のこのスケジュール、予定に基 づきまして、皆さん方にまたご連絡したいと思っています。 では、次回は事務局からのご連絡待ちと。 委員長 事務局 意見を聞く会の日程は 12 月です。それで意見交換会ですけれども、例えば 土曜とか日曜でも構わないんですか。庁内で日曜もやるとか。昼間はちょっ と無理ですかね。 どうでしょうか、今事務局の方から庁内の方々との意見交換会というのを前 委員長 回の委員会でも希望を出しましたけれども、事務局の方からなかなか土日の 設定は難しいということと、それからあとお役所サイドから言うと平日の昼 間が一番よろしいということなんですけれども、委員の皆さんで昼間でも事 前にわかれば都合をつけて行けるというような、それもこのカレンダーに、 一応昼間オーケーとかいうのも書いておいた方がよろしいんでしょうか。 9月の24日以降で昼間大丈夫な日を、今ここに来ていらっしゃる方で教え ていただければと思うんですけれども。何か、印をつけた方がいいですか。 どんな。米印。オーケーの場合ですか。 事務局 はい。 委員長 9月の24日以降9月いっぱい。この1週間、24日から30日までの1週間 の間で、昼間時間が。 では、米印はオーケーの印で、米印の隣に「午前」とか書いてあれば午前だ けいいと。「午前」というふうに書けばよろしいということでしょうか。ち ょっと煩わしいかもしれませんけれども。もしオーケーの場合は。 事務局 もしオーケーの場合は、できるだけたくさん入れておいていただいて。 意見を聞く会は謝金が出ないということでお願いしたいと思っています。 委員長 はい、わかりました。 よろしいでしょうか。 事務局 ボランティアで参加できる方に、自主的に参加していただくということなん 委員長 でしょうか。でも、全体は基本的には夜の都合ですよね。この9月の24日 から 30 日までだけは午前と午後の予定も書くということでよろしいです

ね。ではすみません、ちょっと時間をオーバーしましたけれども、本日はここまでで第 17 回目の委員会を終了いたします。皆さん、ありがとうござい

ました。